

表 彰 状

泉南アスベスト国賠訴訟弁護団 殿

貴弁護団は、大阪府泉南地域に存在したアスベスト製品の製造、加工等を行う工場又は作業場において、石綿製品の製造作業等又は運搬作業に従事した元従業員らが、石綿肺、肺がん、中皮腫等のアスベスト関連疾患に罹患したことは、国に責任があるとして、起きた泉南アスベスト国家賠償請求1陣、2陣訴訟において、国の責任を認めさせる重要な最高裁判決を獲得されました。

泉南アスベスト1陣訴訟では、2011年8月25日、国の責任を認めた大阪地裁判決（2010年5月19日）を破棄した大阪高裁判決が出されました。しかし、貴弁護団はこれに屈することなく、2012年3月28日、泉南アスベスト2陣訴訟大阪地裁判決で再度国の責任を認める判決を勝ち取り、さらに2013年12月25日国の責任をさらに明確にした泉南アスベスト2陣高裁判決を勝ち取られました。そして、今回、国の責任の有無について結論を異にした2つの高裁判決の上告審で、アスベスト訴訟において初めて国の責任を認める最高裁判決を勝ち取られました。

この最高裁判決は、旧労基法や安全衛生法に定める労働大臣の規制権限は、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行使されるべきものであるとした最高裁平成16年4月27日最高裁判決を受け継ぎ、労働大臣が1958年から1971年までの間、工場内での作業に対する規制として当時最も効果的な粉じん防止策であった局所排気装置の設置を義務づけなかったことは違法であることを明確にしました。

この最高裁判決には、1971年以降の国の規制権限不行使を違法と断じなかつたことなど不当な点もありますが、初めてアスベスト被害で国の規制権限不行使の違法を断じた意味は大きく、今後全国6カ所で戦われている建設アスベスト訴訟、尼崎クボタ訴訟等国の責任を追及するアスベスト被害訴訟に大きな影響を与え、全国に広がるアスベスト被害について国の責任を明確にするとともに、被害救済のあり方や将来の被害防止対策の抜本的見直しを後押しする大きな力を与えるものです。

貴弁護団の活動は、我が国の労働者の権利闘争の発展にとって格段の寄与をされたものであります。日本労働弁護団は、ここに貴弁護団の功績をたたえ、賞します。

2014年11月8日

日本労働弁護団
会長 鳩食良昭

